平成21年度のパネル調査回答者（有効回答）は115人（①40人、②63人、③８人、④４人）であり、このうち、３年連続回答者は104人である。

３年連続回答者のうち、精神健康状態に関する質問への有効回答者数は93人であり、そのうち、重症精神障害相当とされる者の割合は35.5パーセントである。

（「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書」６頁、81頁）

※２　Ｗｅｂ調査において、過去10年以内に犯罪によって生命・身体に深刻な被害を受けた経験がないとする者（700人）のことである。

この一般対象者のうち、重症精神障害相当とされる者の割合は4.1パーセントである。（「平成21年度犯罪被害類型別継続調査調査結果報告書」121頁）

※３　犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではない。しかし、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても、引き続き裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組を期待するものである。

※４　各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年３月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、すべての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したもの。

※５　救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する体制。

※６　「被害少年」とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう。（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第２条第７号）

○総務省告示第百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第１項第１号イ(1)及び第二号ロ並びに同条第七項、第四十九条の二十九第１項第二号ロ及びハ並びに同条第七項並びに別表第三号の44及び45の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十六日　　総務大臣　片山　善博

第一項第一号㈠の表注１中「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同号㈡(1)の表を次のように改める。

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（中継を行う場合にあっては二〇〇ミリワット以下）
二デシベルを超え五デシベル以下（注１）	四〇〇ミリワット以下（注１）
五デシベルを超え一〇デシベル以下（注２、注３）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注３）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注３）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注３）	六三ミリワット以下

注１　等価等方輻射電力は二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

２　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

３　送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

第１項第二号㈢中「㈠の規定」を「㈢の規定」に改め、同㈢を同号㈣とし、同号㈠中「送信装置」の下に「（中継を行うものに限る。）」を加え、同㈠を同号㈢とし、同号㈠の次に次のように加える。

㈡　陸上移動局の送信装置（中継を行うものを除く。）

(1)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、五デシベル以下

(2)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

第１項第五号㈠の表中「二デシベル」を「五デシベル」に、「二デシベル」を「五デシベル」に改め、同項第七号中「二デシベル」を「五デシベル」に改める。

第三項各号列記以外の部分中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加え、同項第１号㈠の表を次のように改める。

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注１）	二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあっては四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注１、注２）	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注１、注２）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注１、注２）	三・二ワット以下

注１　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

２　送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

第三項第一号㈠中「一二デシベル」を「一七デシベル」に改め、同項第二号を次のように改める。

２　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

㈠　基地局の送信装置

(1)　チャネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二・五MHz離れた周波数を中心とする（±）一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下